

岩手県知事 達増拓也 様

2013年9月12日
日本共産党岩手県委員会
委員長 菅原則勝
県議団 斉藤 信
高田一郎

被災者の医療費・介護保険利用料の免除措置の継続を求める申し入れ

県が市町村とともに実施している被災者の国保、後期高齢者医療の医療費の窓口負担と介護保険利用料、障がい福祉サービスの一部負担の免除措置は、被災者のいのちと健康を守る重要な役割を果たしています。今年度は対象が4万4千人余、免除総額は42億9千万円余の見込みですが、この免除措置は12月末までとなっています。

被災者の状況は、応急仮設住宅の入居者が8月末現在でも12272戸、27607人で、ピーク時の92.8%となっており、狭い仮設住宅での生活に大きな変化がなく、ストレスと先の見通しのない不安を募らせています。こうした中で、震災関連死は413人に及び、震災関連の自殺は28人、仮設住宅での孤独死は21人に及んでいます。昨年度実施された被災市町村の特定健診の結果でも、有所見者の割合の増加、降圧剤服用者の増加とともに、「応急仮設住宅等での生活の長期化などによる運動不足、食生活の偏り、飲酒等による生活習慣病の発症や症状の悪化が引き続き懸念される」と指摘されています。今後、復興住宅等への転居に伴う生活環境の変化により、新たな健康課題が生じることも懸念されます。

政府は不十分ながらこれまでの免除額の10分の8補助を継続するとしており、被災者と被災地の復興状況を踏まえて、被災者の医療費、介護保険利用料等の免除措置を打ち切ることなく、継続して実施することは、被災者のいのちと健康を守る上で最も切実な課題となっています。

被災者の願いにこたえ、下記の課題について実施されるよう申し入れます。

記

- 1、被災者の医療費、介護保険利用料等の免除措置について、国の責任で実施するよう強く求めること。
- 2、県としても、市町村と協力して、被災者の国保・後期高齢者医療の医療費の窓口負担、介護保険利用料と障がい福祉サービスの一部負担の免除措置を、1月以降はもとより来年度も継続実施すること。

以上